

議案第五号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「同条第二項」を「第十三条の二及び第十四条第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第七条の二 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の

設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第七条の三 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認めら

れる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第十条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条の見出しを「（不当な行為の禁止）」に改め、同条中「対し、」を「対して」に、「行う場合であって懲戒するとき」を「行い、」に改め、「懲戒に関し」を削り、「ときは」を「に当たっては」に、「その権限を濫用して」を「不当な行為をして」に改める。

第十三条の二の見出しを削り、同条を第十三条の三とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十三条の二 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十四条第二項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第七十三条に次の一項を加える。

9 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第七十七条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第七十七条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼

保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

付則第五項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」及び「当該」を削り、「看護師」の下に「（以下この項において「保健師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第十三項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後の条例」という。）第七条の二の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよ

う努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。ただし、保育所については、この限りでない。

3 改正後の条例第七条の三第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車（同項に規定する自動車をいう。）を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項のブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした当該自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（説明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百五十九号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正等を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。